

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学を含む。】における、児童生徒の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災 害 の 範 囲		給 付 金 額 【令和7年度予定】
負 傷	学校の管理下の事故によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に「療養に要する費用の額」の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）		障害見舞金 4,000万円 ～ 88万円 〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突 然 死	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
		学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

- ※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります。）。前表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- ※2 前表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のもの（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの（公費医療助成を利用した場合は、その限りではない））をいいます。

- ※3 同一災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等（子ども医療・ひとり親家庭医療等）を受けたときは、その受けた限度額において給付を行いません。
（例）子ども医療を利用した場合の給付金額＝子ども医療の自己負担額＋「療養に要する費用の額」の1/10
（ただし、療養に要する費用の額の4/10が給付金額の上限）
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ※8 受診される医療機関が、特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関として認定を受けている場合、選定療養費等が発生することがありますが、この療養費については給付の対象外となります。

加入手続と共済掛金額

学校では、入学の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、岸和田市教育委員会が一括して加入の手続を行います。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入が継続されます。

●共済掛金の額（児童生徒一人当たりの年額） **【令和7年度予定】**

区 分	保護者負担額（円）	市負担額（円）	共済掛金額（円）
小学校・中学校	460	475	935

給付を受ける手続

- ①【保護者】医療機関等で医療費の証明（「医療等の状況」等）を受け、学校へ提出（「医療等の状況」等の用紙を持参してもすぐに書いていただけない場合もありますのでご了承ください。）
- ②【学 校】けがの発生状況の報告書（「災害報告書」）を作成し、提出された医療費の証明（「医療等の状況」等）とともに岸和田市教育委員会を経由して日本スポーツ振興センターへ提出。
- ③日本スポーツ振興センターにおいて審査のうえ給付額を決定、岸和田市教育委員会を通じて保護者へ支給。

※請求・給付の手続きは、学校・岸和田市教育委員会を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

※給付決定に不服のある場合は、通知を受けた日の翌日から60日以内に文書または口頭で不服審査請求をすることができます。

このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。日本スポーツ振興センターのホームページからも同様の内容をご覧いただけます。

《日本スポーツ振興センターホームページ》<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

不明な点がございましたら、学校または、岸和田市教育委員会教育総務部総務課（電話 423-9638）までお問い合わせください。